

危機管理マニュアル

九州女子大学附属折尾幼稚園

令和5年6月



目 次

I 危機管理における指揮権

P 1

- 1 基本的指揮権…………… 1
- 2 園内において危機的状況が発生した時の指揮権順位…………… 1
- 3 園外保育における指揮権順位…………… 1
- 4 特殊な状況…………… 2

II 危機における対応と予防

P 2

- 1 地震・津波発生時における予防と対応…………… 2
状況別フローチャート（地震発生時の対応）…………… 7, 8
地震発生時の役割分担…………… 10
- 2 火災時における予防と対応…………… 11
状況別フローチャート（火災発生時の対応）…………… 13
- 3 その他の自然災害における予防と対策…………… 14
状況別フローチャート（竜巻発生時の対応）…………… 16, 17
- 4 光化学スモッグ等大気汚染発生時における対応…………… 18
- 5 事故発生における対応と予防…………… 19
状況別フローチャート（事故発生時の対応）…………… 21, 22
- 6 事故発生時における対応と予防…………… 23
状況別フローチャート（不審者が侵入した場合）…………… 24, 25

III 生活安全における対応

P26

- 7 生活安全の対応…………… 26
状況別フローチャート（熱中症予防対策）…………… 28, 29
- 8 苦情解決・苦情処理…………… 30
- 9 アレルギー疾患対策 予防と対応…………… 31
- 10 情報漏洩防止に関する対応…………… 32
- 11 虐待防止に関する予防と対応…………… 33
- 12 施設設備び安全管理…………… 34
- 13 日常安全点検表…………… 35

はじめに

このマニュアルは、学校法人福原学園九州女子大学附属折尾幼稚園における全ての教職員が、災害・火災・事故・事件などあらゆる危機に対し、適切かつ迅速に対応または予防するために必要な事項を定めて、園児・教職員・保護者の生命及び健康を守ることを目的とする。

危機管理の定義と要項

幼稚園における危機とは、火災、地震（津波）、風水害、その他の災害、食中毒、感染症、大気汚染、交通事故、その他の事故、事件などについて、園児および教職員に対して安全を脅かす全ての事象を対象とする。

その範囲は、折尾幼稚園の全ての教職員に対して、施設および敷地の内外、管理の有無および時間帯を問わず、危機的状況が発生した場合はすべての園児を保護者に安全に引き渡すまでに、このマニュアルを最大限に優先し適用する。

I 危機管理における指揮権

危機発生時における的確な命令を指示する指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮権者が不在の場合の代行者を日常から選任していくことが必要である。選任された者はこのマニュアルの対応を基準に、園児、教職員の生命の保全を最大の目的として指揮しなければならない。

1. 基本的指揮権

基本的指揮権とは、日常の保育業務において命令・指示権をもつ職務者を指し、順位としては次の通りとする。

- ①園長
- ②副園長
- ③学年主任
- ④クラス担任
- ⑤事務職員
- ⑥補助職員

2. 園内において危機的状況が発生した時の指揮権順位

通常の保育時間中に危機的状況が発生した場合においては基本的指揮権に基づき指揮権命令を受けること。指揮権者が不在または、指揮を司る事ができない場合は次位者が指揮権者となる。

3. 園外保育その他イベントにおける指揮権順位（遠足・合宿等）

- ①園長 ②副園長 ③学年主任 ④クラス担任 ⑤事務員 ⑥補助教員

4.特殊な状況

入園式・参観日・運動会・生活発表会・作品展・卒園式など保護者が参加する場合の指揮権者を次のように定める。

- 〈全体〉①園長 ②副園長
- 〈園児〉①学年主任 ②クラス担任 ③補助教員
- 〈保護者〉①事務職員 ②補助教員

Ⅱ危機における対応と予防

1. 地震・津波発生時における予防と対応

1. 予防（事前の環境整備）

幼稚園で行う地震避難訓練は、大規模地震時において、子どもの生命を守るための具体的な方法を教職員一人ひとりおよび園児が身につけるためのものである。そのためには、いつ地震災害が発生しても、適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。また、地域と密接な協力・連携ができる関係を築いておくことも必要である。

（1）避難訓練計画

- ①大規模地震を想定した訓練を実施
- ②緊急避難訓練の実施
- ③安全確認訓練の実施
- ④避難訓練通路、経路の確認
- ⑤非常時持ち出し備品の確認と使用方法の習得
- ⑥地震発生時における各職員の役割分担の確認

（2）保護者への事前連絡

- ①保護者へは、事前に緊急時における幼稚園の対応および避難先を周知する。
- ②保護者からは、入園時に携帯電話番号などの緊急連絡先を聴取し、変更があれば申告するよう呼びかける。

（3）施設整備の点検等

- ①地震時に、転倒しやすい家具、電化製品、備品などが転倒防止されているかを点検する。
- ②地震直後に万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- ③防火責任者を明示し、責任を持って日常の点検と整備をする。
- ④教職員は、日常の保育環境を整備しておくとともに、保育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握する。
- ⑤非常口や、防火扉に避難の妨げとなる物が置かれていないか確認する。
- ⑥緊急連絡掲示用の掲示ができるようにしておく。

2.大地震発生時の対応

(1) 園舎内（遊び、活動、食事時など）で地震が起きた場合

- ①避難誘導（教職員）は、園児が安心できるような言葉がけ、具体的に姿勢を低くして落下物から身を守るように指示し、緊急避難させる。
- ②避難誘導（教職員）は、ピアノ・窓ガラス・柵・その他の倒れやすい物などから園児を遠ざける。
- ③園児および教職員は、保育室中央（壁や窓から離れた場所）で机等に身を守る姿勢を取り、揺れが収まるまで様子を見る。
- ④教職員はできるだけ速やかに戸やサッシなどを開けて避難口を確保する。
- ⑤揺れが収まったら一時園庭に避難し、全園児と教職員の安全と人数確認を行い、初期消化系と情報伝達・指示系で施設の点検をし、園長または代理者へ報告する。
- ⑥誘導系・救護系（教職員）は指示があるまで園庭に座って待機する。施設内には安全が確認できるまで立ち入らない。
- ⑦初期消火班は、速やかに火の元を閉じ、揺れが収まってからガスや配電盤を点検し安全を確認する。もし、施設内および近隣において火災が発生した場合は直ちに消防へ通報し、園児の安全を第一に確保した上で初期消火活動を行う。
- ⑧情報収集系は、全園児と教職員の安全確認と同時に、津波などの二次災害が起きる可能性を鑑み、携帯・ラジオ・インターネットなどで情報を収集し園長へ報告する。

(2) 園舎外

- ①園庭では塀、建造物から遠ざけ、できるだけ中央の安全な場所に集めて座り、安心できるような言葉がけをし、揺れの収まりを待つ。
- ②地面の亀裂・陥没・隆起・頭上の落下物に注意する。
- ③どの場面でも揺れが収まり次第、クラス担任は速やかに担当クラスの安全確認を行い、安全な場所に誘導するとともに、園児の人数確認をする。

(3) 園外保育（近郊公園など）

- ①揺れを感じたら直ちに園児を集め、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れが収まるのを待ち、その後速やかに人員の確保をする。
- ②切れた電線などに絶対触れないよう園児に注意する。
- ③ブロック塀、自動販売機・ガラス看板・その他の落下物および転倒物に注意する。
- ④津波などの二次災害などが無いか携帯・ラジオまたは園に電話をして確認する。
- ⑤引率教員は、携帯電話で幼稚園または園長携帯に連絡を入れ、必要な場合は幼稚園に応援を要求する。もし連絡がつかない場合は、補助教員が園に戻り応援を求める。
その間、担任は園児と共に近隣の安全な場所で待機する。
- ⑥全員無事で自力で園に戻れるようなら安全を確認しながら慎重に園に戻る。

(4) 園外保育（遠足など）

- ①《事前調査》園外保育下見の際に目的地の状況を把握する。
- ②《事前調査》地震が発生した場合の安全な場所の確認をしておく。

- ③《園外保育中》園児の安全を第一に考えて対応し、落ち着いて行動する。
- ④《園外保育中》園外保育は中止し、園児の安全を確保してから携帯電話にて幼稚園・園長携帯のいずれかに連絡を入れる。災害の状況により応援を求めるなどして幼稚園に戻る。いずれも連絡がとれない場合は現場の指揮者の判断で行動する。
- ⑤《目的地までの途中》窓ガラス・看板などの破片等落下物に注意をする。
特に切れた電線は、直接または、水たまり・ガードレールを通して感電することがあるので十分に注意する。

(5) 登園・降園時

登園、降園時は異年齢集団であり保護者の出入りが厳しい等、非常に流動的であることを念頭において、その場にあった対応が必要である。但し、基本的には「(1) 園舎内(遊び・活動・食事時など)で地震が起きた場合」を参考にし、その他の注意すべき点を以下の通りとする。

- ①居合わせた保護者に協力を求め、避難行動を指示する。
- ②園長は、災害状況により、その後の幼稚園の業務が維持できるかどうかの判断をして、立て札や張り紙などで入り口付近に掲示する。

(6) バス送迎時

- ①園児の安全を第一に対応し、落ち着いて行動する。
- ②バス送迎は中止し、運行中の場合は速やかに安全な場所に停車し、園児の安全を確保してから携帯電話にて幼稚園・園長携帯のいずれかに連絡を入れる。災害の状況により応援を求めるなどして幼稚園に戻る。連絡が取れない場合は現場の指揮権者の判断で行動する。
- ③窓ガラス・看板などの破片等落下物に注意する。特に切れた電線は、直接または、水たまり・ガードレール等を通して感電することがあるので十分に注意をする。

(7) 預かり保育中(長期休業時の預かり保育を含む)

- ①退避行動をする。(保護者が居合わせた場合、協力を求めることもあり得る。)
- ②揺れが収まり次第、預かり保育出席名簿にて子どもの人数及び安全確認を行う。
- ③担当教職員(預かり保育の先生)はその場の指揮権者(または日直の先生)の指示に従って行動(必要によっては避難)する。
- ④担当職員は、教職員の指示に従って受け渡しに備える。
- ⑤教職員は園長携帯に状況説明の連絡をする。
- ⑥連絡が取れない場合は、指揮権者の高い者が現場責任者となり、危機管理マニュアル通りに指示を出し、教職員と共に引き渡しに備える。
- ⑦揺れが収まり避難後、全園児を保護者に引き渡すまでは職務にあたる。
- ⑧園長は、災害の状況によりその後の幼稚園の業務ができるかどうか判断して、立て札または、張り紙にて入口付近に掲示する。

(8) 園児引き取り

大規模な地震などで、交通網が麻痺し、送迎バスが運行できない場合には、園からクラス連絡網で保護者に園児を引き取りに来てもらう旨、メールや電話等で連絡をする。

(9) 残留園児の保護

保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保護者などが引き取りに来るまで幼稚園にて園児を保護する。

- ①夜間や建物の倒壊や災害などの恐れがある場合は、則松小学校へ避難し、そこで保護をする。その場合、園長または、代理者は避難先等の行き先がかかるように玄関などに立て札や掲示板などで掲示し、保護者に伝達できるよう可能な手段を講じる。
- ②教職員は残留する園児の人数、その他必要な事項を記録し園長に報告する。
- ③幼稚園で震災後24時間が経過し、且つ親の安否が確認できない場合や近隣の親族が引き取りに来られない場合は、市の所管担当者と相談の上、避難所に移送して保護する。ただし、環境の変化により、精神面や体調が不安定になる事が予想される園児（特に障がい児）は、市の所管担当者と相談の上、園にて保護する場合もある。

(10) 避難

大地震が起きても、すぐに幼稚園を離れるのではなく、幼稚園や周辺に火災が発生した場合や、津波の恐れがある場合、園舎の被害が大きく危険であると判断した場合は、則松小学校や行政の指示する避難救護所の一時集合所に避難する。また、津波の恐れがある場合は三階講堂または、四階の屋上に避難する。

①避難所への避難

幼稚園より避難の際は則松小学校が事前に指定する避難所になっているので、状況を確認しながら避難する。時頃より経路を把握し、園児を安全に誘導できるように、列を維持しながら出来るだけ複数の教職員を配置して移動する。また、避難する際は園児の安全確保を第一とするが、出席簿や非常持ち出しの最低限のものを持ち出す努力をする。

②広域避難場所等への避難

周囲に大火災が発生した場合、原則として則松小学校に行き、そこから地域の人と一緒に、消防や警察などの誘導により、他の震災救護所に避難する。

③津波発生時の避難

津波発生のおそれがあると判断した場合、三階講堂または、四階屋上に一時避難する。発生から短時間で津波が来ると予想されるため、状況を確認しながら早急に避難する。日頃より経路を把握し、園児を安全に誘導できるように列を持続しながら前後に出来るだけ複数の教職員を配置して移動する。また避難する際は、園児の安全確保を第一とするが、出席簿や非常持ち出しの最低限のものを持ち出す努力をする。

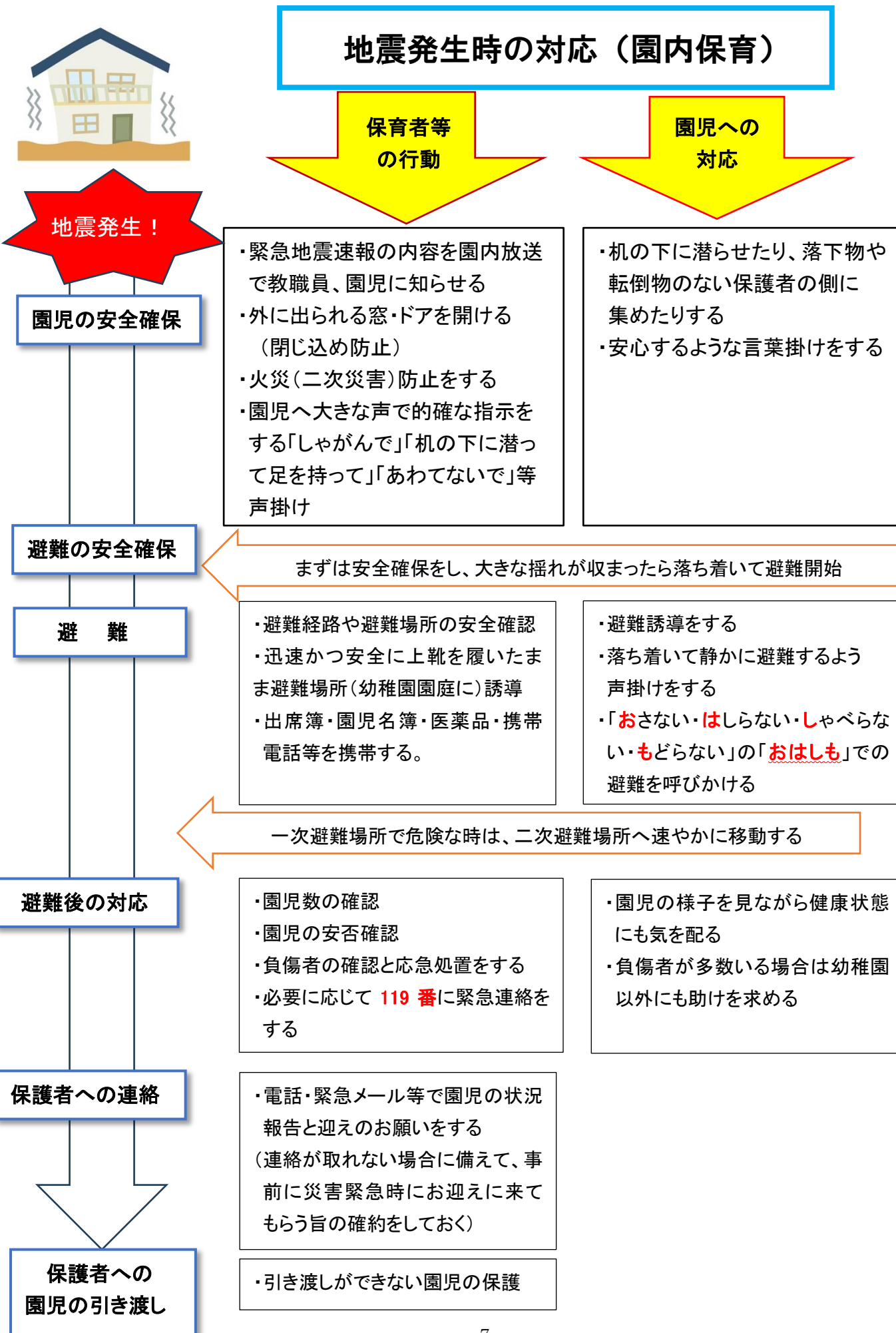
④幼稚園を離れる際の注意

幼稚園を離れる際は、迎えに来る保護者に所在を明らかにするために行き先がわかるよう、正面玄関入り口付近及び、建物に立て札または張り紙にて掲示する。

⑤避難所について ●北九州市立則松小学校

(11) 園児または教職員が負傷した場合

- ①応急処置は、日頃より園に備えてある救急用品で手当とする。
- ②中程度以上の負傷者は、近隣の病院または、市が指定する医療救護所で手当を受ける。
- ③更に救命・救急措置が必要な重傷者・重篤者は、救急要請し教職員が同行して病院に搬送し、治療を受ける。その際、保護者に連絡が取れる状況であれば、搬送先の病院に来てもらう。





地震発生時の対応（通園バス乗車中）

保育者等の の行動

園児への 対応

地震発生！

園児の安全確保

- ・地形の状況を判断し、崩落や落下物等の恐れがない安全な場所に停車する
- ・園児に的確な指示をする
「しゃがんで」「丸くなって頭を守って」
「あわてないで」等声掛けをする

- ・車内がパニックにならない様声かけをして安心させる
- ・身近なもので頭部を保護し、姿勢を低くする様声掛けをする

避難の安全確保

- ・園に連絡をし、最寄りの避難場所を探す
- ・避難経路と避難場所の確保をし、的確に指示を出す

- ・安全が確認できるまで落ち着いて車内で待つ様に指示する

避 難

- ・園児数を確認し、誘導する
- ・地割れた道路、垂れ下がった電線に近寄らない
- ・飛散ガラス、落下物、切れた伝染などに注意しながら誘導する

- ・避難経路の危険箇所には近づかない様声掛けをする
- ・不安になっている園児には安心する様に声掛けをする
- ・園児の様子を見ながら健康状態にも気を配る

避難後の対応

- ・点呼をする
- ・園へ状況を連絡する
- ・怪我をした園児がいないかを確認する
- ・怪我をした園児の応急処置をする
必要に応じて **119番** に救急車の要請をする→病院搬送（職員が付き添う）
- ・安全を確認し、慎重に園に戻る

- ・状況を把握し安全が確認できるまで避難場所で待つ

保護者への連絡

- ・電話・緊急メールなどで園児の状況報告と迎えのお願いをする
(連絡が取れない場合に備えて、事前に災害緊急時にお迎えに来てもらう旨の確約しておく)

保護者への 園児の引き渡し

- ・引き渡しができない園児の保護

(12) 震災発生時から時間別対応表

	避難誘導・救護係	指示・情報伝達係	初動消化係
発生	<ul style="list-style-type: none"> ●誘導（主に担任） 	<ul style="list-style-type: none"> ●確認（主に園長） 	<ul style="list-style-type: none"> ●初動対応（消火係）
	<ol style="list-style-type: none"> 1.園児の安全を確保する 2.園庭に避難させる 3.一時避難完了後、情報伝達係へ人数などの報告 <ul style="list-style-type: none"> ●救護（補助教職員1名） 1.救急用品を確保する 2.負傷した園児の応急処置などを行う 3.情報伝達係へ報告 	<ol style="list-style-type: none"> 1.震災を周知させる 2.指示、火災の確認 3.園児及び職員の安全確認と人数確認 4.津波の確認と二次災害の有無を、テレビ・ラジオ・スマートフォン等で情報収集をする 	<ol style="list-style-type: none"> 1.火の元を閉じる 2.配電盤の点検 ガス漏れ点検 3.火災発生の場合は初期消火行動
1時間	<ol style="list-style-type: none"> 1.園児を保護し、保護者へ引き渡す 2.残留園児を安全な臨時保育室へ移動させ保護する 	<ol style="list-style-type: none"> 1.施設の安全点検及び確認 2.周囲の建物の状況確認 3.学園本部に状況を報告 4.職員の役割分担、指揮権の確認 	<ol style="list-style-type: none"> 1.施設の安全確認 2.周囲の建物の確認
6時間		<ol style="list-style-type: none"> 5.避難所への経路確認 	<ol style="list-style-type: none"> 3.近隣住民が避難してきた場合の対応 4.事実の状況を情報伝達・指示係へ伝える
1日	<ol style="list-style-type: none"> 1.残留園児を保護者へ引き渡す 2.残留園児の保護・体調確認・メンタルケア 3.残留園児を避難所に移送する 	<ol style="list-style-type: none"> 1.状況により職員を帰宅させる 2.園児を避難所に移送する際の教職員の確保 3.学園本部へ経過報告 	
2,3日後	<ol style="list-style-type: none"> 1.幼稚園再建の組織作り 2.教職員の確保 3.保育室の確保・園内で使用可能な部屋の確認 4.園児・保護者の移住状況の確認 5.再開の際の周知方法の検討 6.臨時クラス編成・最低限の書類を事前に作成 		

(13) 地震発生時の役割分担

(令和5年度)

係	主 な 業 務	職 名	担 当 者 名
指揮権者	<ul style="list-style-type: none"> ・係への指示 ・緊急事態への対応検討 ・対応に誤りがないか職員の行動をチェックする ・災害に関する情報収集 	園 長 〃 副園長 学年主任	松木 栄子 〃 小林 教子 西村 春香
放送係	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生の周知 ・地震の初期対応を指示 ・火災が発生した場合は、火元を周知 ・避難場所、避難経路の周知 	事 務 副園長 事 務 〃	石田 美由紀 小林 教子 石田 美由紀 〃
連絡係	<ul style="list-style-type: none"> ・園児及び教職員の安全確認と人数確認 ・園長への報告 ・園長との連絡調整 ・(火災発生時) 消防署へ通報 ・保護者へメール配信 	学年主任 学年主任 副園長 事務職員 副園長	池田 未来子 西村 春香 小林 教子 石田 美由紀 小林 教子
避難誘導係 引き渡し係	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の初期対応を園児に伝える ・補助教員への指示 ・園児の避難誘導 ・点呼、人数及び不明者の報告(連絡係へ) ・園庭に避難した園児の保護、ケア ・残留園児の保護 	クラス担任 補助教員 〃 〃 〃 〃	全クラス担任 大庭 美穂 徳永 かおり 平野 祐子 中武 美鶴 日野 和絵
消火・巡視係	<ul style="list-style-type: none"> ・(園舎内) 園児の捜索・救助 ・初期消火 ・元栓の閉止、配電盤のブレーカーを落とす 	補助職員 〃 〃 事務職員	池田 沙来 久野 桂子 松木 誉都 石田 美由紀
搬出係	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時出品の搬出、管理 	事務職員	石田 美由紀
応援要員	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救助 ・非常用備蓄用品の搬出、機材の準備 ・負傷者を近隣の病院、医療救護所、収容医療機関へ搬送 ・迎えに来た保護者の誘導 ・周辺建物、周辺道路の状況確認 ・他の係への応援 	運転士	長山 修 山根 正弘 坪根 正文 西山 昇



2. 火災時における予防と対応

幼稚園で行う避難訓練は、様々な災害時に子どもの生命を守るための具体的な方法を教職員一人ひとりが身に付けるためのものである。そのためには、いつ災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。

1、事前の環境整備

(1) 避難訓練の実施

- ①火災状況を想定した訓練を実施する
- ②消火訓練を実施する【初期消火・消火器・消火栓の取り扱いなど】
- ③通報訓練を実施する【消防署】
- ④避難通路・経路の確認をする
- ⑤火災報知設備及び非常ベルの使用方法を習得する
- ⑥火災発生時における教職員の役割分担を確認する

(2) 保護者への事前連絡

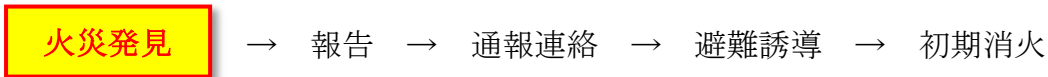
- ①保護者へは事前に緊急時における幼稚園の対応及び避難先を周知する
- ②保護者からは年度初めに緊急連絡先を聴取する

(3) 設置設備の点検等

- ①出火元となりやすいガス器具・コンセント・配線・配電等の正しい使用方法を習得及び正常に作動しているか点検する
- ②万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする
- ③避難経路に障害物などがいないか常に確認する
- ④防火責任者を明示し、責任を持って日常の点検や整備を実施する
- ⑤教職員は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日常の保育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握しておく

2、火災発生時の手順

(1) 発生時の基本的な流れ



(2) 保育中に火災が発生した場合

- ①火災を発見したら（第一発見者）、大きな声で周りの教職員に知らせる
- ②知らせを受けた教職員は、速やかに園長及び他の教職員に火災の発生を知らせる
- ③第一発見者及び知らせを聞いた教職員は可能な限り初期消火に努める
- ④各職員は、園長の指示に従い無駄なく的確な行動をする
- ⑤消防署への通報
- ⑥園児の避難誘導（園児の人数把握及び責任者への報告）
- ⑦落ち着いて行動することを心がけ、園児に動揺を与えないよう努める

- ⑧出火元・火のまわり具合・煙・風向きなどを考え、より安全な場所に避難する
- ⑨安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡をし、園児の引き渡しをする
(緊急連絡網および園児名簿は必ず持って避難する)
- ⑩火災により翌日以降保育を行う事が困難な場合は、園長より関係各所へ連絡し今後の対応を早急に決定する
- ⑪学園本部に状況報告をする



火災発生時の対応



3、その他の自然災害における予防と対策



1. 風水害及び台風（積雪・吹雪）

(1) 幼稚園で保育中に風水害及び台風が発生した場合

- ①強風や大雨の際は保育室で園児たちが落ち着けるように配慮する
- ②暴風警報等が発表され、保育などを継続すれば園児の降園が不可能になると判断される状況が生じた場合、通園路の安全確認及び交通機関の運行状況をもとに「園児を降園させる」あるいは「園児を園内に待機させる」を園長が判断する。
- ③「記録的短時間大雨情報」「土砂災害警戒情報」「大雨に関する特別警報」等による避難勧告や避難指示が出た場合、または通園路の安全確認ができない場合は、原則として園児は園内に待機させ、保護者などへ引き渡すこととする。
- ④風で飛ばされそうな遊具やその他の物は撤去する
- ⑤漏水等を発見したら速やかに報告する

(2) 保育開始前に風水害及び台風が発生した場合、並びに吹雪・豪雪等の場合

- ①ラジオ・テレビ・スマホ等で情報を収集し、園長が登園・休園を判断する
 - * 「休園」あるいは「自由登園」の判断後、園長は教職員に連絡する。
 - * 「休園」あるいは「自由登園」の判断後、連絡メール配信もしくはクラス担任より緊急連絡網（電話）で保護者に周知する。
 - * 危険がない場合は、職員は幼稚園に出勤し保護者からの連絡などに対応する。
 - * 全保護者に連絡がついたことを園長に報告する。

(3) 風水害により施設に被害が出た場合

園長が施設の被害を確認し、学園本部に連絡する。翌日以降の保育ができるか速やかに判断し、保護者と教職員にメールや電話などで周知できるようにする

(4) バス運行が困難な場合

吹雪や積雪、大雨などで園長が安全なバスの運行が困難であると判断した場合、休園措置や保護者による園へのお迎えをお願いする

2、落雷

落雷は、発生する前に雷雲が発生し、急激な天候の崩れからも予想することができるので、幼稚園にいる場合は建物内に速やかに避難する。また、園庭や園外保育等の外出時に落雷の恐れを予測した場合あるいは注意報・警報等が発令された場合は、下記の事を念頭に避難することが望ましい

(1) 幼稚園で保育中に落雷が発生した場合

- ①落雷前後は雨が降ることが予想されるが、雷（電流）は、物体の中を流れる時、表面の方を多く流れ、中心部分を流れることは少なくなるという「表皮効果」があり、このため、雨宿り等で軒先にいることは大変危険であるので待避場所は慎重に選択し、建物内かバス内に避難する



- ②電柱や周囲の木より高い木の幹に寄り添い雨宿りすることも前項の理由によりかさなどの長い物は持たない
- ③近くに安全な空間が無い場合は、電柱、煙突、建物など高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところ（保護範囲）に退避する。最低でも木の枝や、幹、葉から2メートル以上離れること

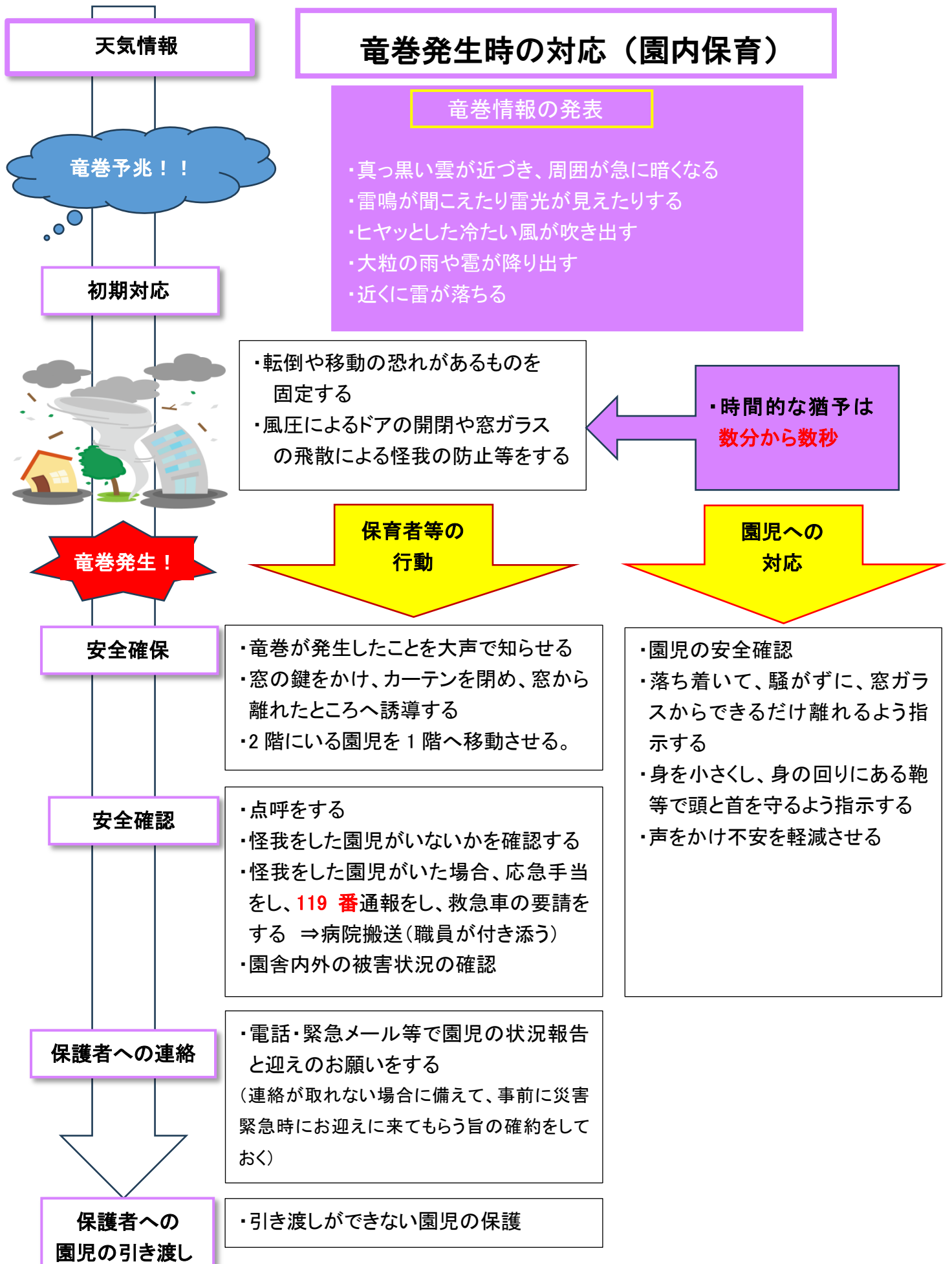
3. 竜巻

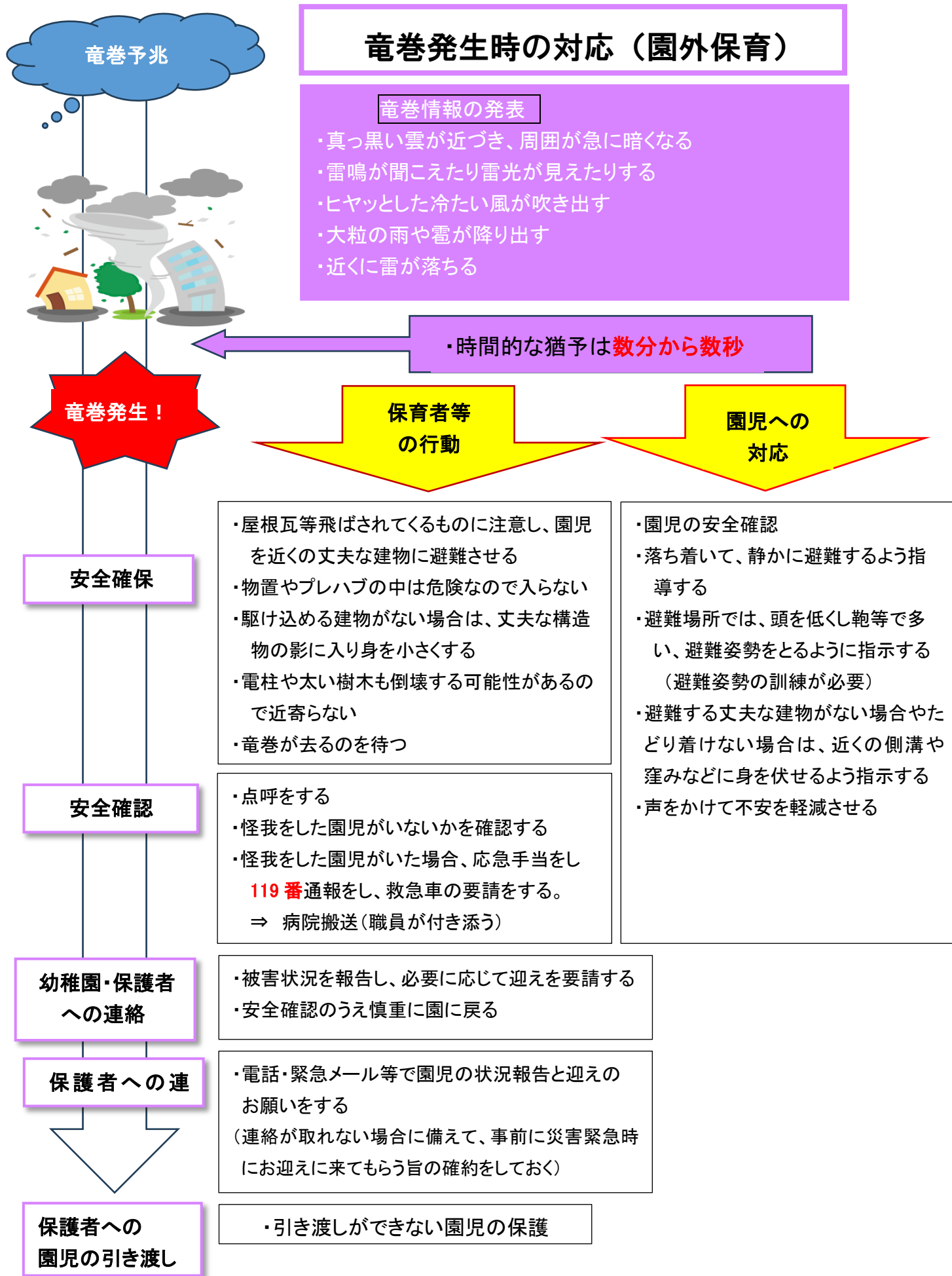
竜巻注意情報等の情報手段を調べ、自治体のメールサービス等を入手できるようにしておく。竜巻注意報が発表されていなくても、竜巻が発生することがあるので、発生兆しに気づいたら、以下の事に注意し自ら避難行動をとる。

(1) 幼稚園で保育中に竜巻が発生した場合

- ①竜巻発生兆しとして、積乱雲が接近し、雷鳴や雷光が見え、急に冷たい風が吹く場合や、窓や壁に打ち付けるような強い雨や風、雹（ひょう）の落下が見られた場合は、避難行動を取り、窓やカーテンを閉める。
- ②室内避難行動としては、窓やドア、外壁から離れ、建物の中心部に近い安全な部屋に移動する。机の下などの頑丈な物の陰に入り、両腕で頭と首を守る。（ダンゴムシのポーズ）
- ③屋外避難行動としては、家屋の倒壊や飛来物の衝突、車や物置などの転倒があるので、コンクリート製の頑丈な室内に駆け込み避難する。駆け込める室内がない場合には、丈夫な構造物の側にうずくまる、側溝等に伏せるなどの行動をとる。







4. 光化学スモッグ等大気汚染発生時における対応

光化学スモッグは、春から秋にかけて日差しが強く気温が高い、風の弱い日に主に発生する。光化学スモッグが発生すると屋外やプールでの活動により、目やのどの痛み、呼吸困難、意識障害などの重大な被害をもたらすおそれもあることから、一層の注意が必要となる。

1. 光化学スモッグが発令された場合の措置

(1) 光化学スモッグ予報

- ①注意報に備えて、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に注意する。
- ②屋外での特に過激な運動を避ける。

(2) 光化学スモッグ注意報発令

- ①できるだけ屋外の運動を避け、屋内に入る。

(3) 光化学スモッグ警報発令

- ①屋外になるべく出ない。
- ②屋外の運動を中止し、屋内に入り窓等を閉鎖し、外気の侵入を防ぐ。

(4) 光化学スモッグ重大緊急警報

- ①屋外に出ないこと。
- ②屋外の運動を中止し、室内に入り窓等を閉鎖し、外気の侵入を防ぐ。
- ③目や喉に刺激や痛みを感じた時は、水道水などで洗眼・うがいをする。
症状が改善されない場合は、病院を受診する。
- ④健康被害を受けた場合は、市役所に連絡する。



5. 事故発生時における対応と予防

子どもを扱う全職員が連携し、事故防止に努める必要がある。また、教職員は事故発生時に備えて、応急手当や適切な事故対応・保護者対応を身につけておくことが必要である。

1. 事故発生時の対応

(1) 事故発生時の基本的な流れ

事故発見



- ・事故児への対応 → ・応急処置
- ・状態の観察
- ・事故発生時の状況確認（時間）
- ・その他の子どもへの対応 → 聞き取り・状況説明
- ・連絡・通報 → 園長・職員
- ・医療機関（救急車の要請）保護者
- ・学園本部

(2) 事故発生時の対応

- ①園長またはその場にいた教職員は、事故の状況を速やかに把握し記録する。
 - * 事故の状況・原因・場所・時間
 - * 子どもの状態（出血や打撲の有無・顔色・全身の状態）
 - * 事実に基づいた記録を時間を追って残す。
- ②職員室にいる教職員と判断する。
 - * 必要処置の判断は単独で行わない。
 - * 日頃から連絡の分担等の対応の仕方を全職員で確認する。
- ③緊急を要さない医療機関への受診は、保護者より事前にかかりつけ医などを確認し、受診する旨の承諾を得てから医療機関にかかる。
- ④下記のような症状の場合は、救急車を要請し、すぐに医療機関を受診する。
 - * 意識がもうろうとしたり、うとうとしたりしている。
 - * 顔色が悪く、ぐったりとしている。
 - * 出血が止まらない。
 - * 吐き気やおう吐を繰り返している。
 - * 化学物質を誤飲した。
 - * 熱傷や火傷の面積が広い。
 - * 園長やそれに代わるも者が判断した場合。
 - * 入園の際に保護者から情報指示を受け、発作などの際に緊急要請を指示されている場合。
- ⑤医療機関を受診する際は、事前に病院に連絡をし、教職員が付き添い処置に必要な①の情報と、子どもの既往歴やアレルギーの有無などを医師に伝える。
- ⑥保護者への対応は、事故の発生状況・医療機関の診察・結果・今後の受診の有無を正確に説明し、理解を求める。いかなる状況の事故であっても、保育中に発生した事故である以上は、細心の注意と誠意をもって対応する。
- ⑦治療費用に関しては、担当職員から伝える。
- ⑧園長は、事故後速やかに「事故発生報告書」を作成し、学園本部に報告する。その後、事故発生の状況分析を行い、今後の事故防止対策および高度な対応について全教職員で確認する。

2. 事故対応計画

園長は、事前に事故に対する計画を作成し、教職員に周知する。

(1) 事前情報収集

- ①教職員は、園児の既往歴・アレルギーの有無・かかりつけ医の有無・健康保険番号・保護者の緊急連絡先など、事故発生時に備えた情報を収集し記録する。
- ②園長は、幼稚園の近隣に所在する医療機関等の診療内容や、診療時間等の詳細な情報を収集し、教職員に周知する。
- ③教職員は、日常において幼稚園における医薬品の把握を行う。
- ④園長は、日常の幼稚園内の施設・遊具・保育室内・園庭において、あらゆる事故を想定し、その危険を取り除く方策を講じなければならない。



(2) 事故発生時対応フローチャート

- ①園長は、事故発生時の対応を分かりやすくフローチャートにしたものを作成し、全職員に配布し、周知徹底を図らなければならない。

「通園バスによる交通事故が発生した場合の緊急対応手順」をファイルにして全職員へ一人ひとり配布し、共通理解している。

(3) 園外での保育活動についての諸注意

園外保育に行く場合は、事前に下見を行い、危険個所や注意箇所を確認する。また、園児一人ひとりの行動特性や性格を把握することも大切である。幼稚園を出る際には、園児の危険な行為について注意することや、教職員の事故に対する意識の徹底を図ることが重要である。

- ①園外保育への出発前、目的地到着時、目的地バス出発前、帰園降車時には、担当職員は園児の人数の把握と人員確認をし、引率教職員全員に周知する。
- ②園外保育への移動中、交通車両や信号等の危険を予測できるような場面においては、引率の教職員同士で園児に注意の声かけを積極的に行うようにする。
- ③目的地にて、視界の利かない範囲や固定遊具には、必ず教職員が付き添うようにする。また、常に園児の動きに注意を払い、人数確認を怠らないようにする。
- ④帰園時は、園長または代理に報告とともに帰園した旨を伝える。





事故発生時の対応 事例：園舎にトラックが突入

保育者等の 行動

園児への 対応

トラック突入！

事故直後の対応

- ・事故発生事態及び状況を把握する
- ・負傷者の把握をする
- ・他の園児には現場に近づかない様指示をする
- ・協力・緊急通報をする
 - 119 番通報をする
 - 110 番通報をする
- ・事故の状況・原因・時間帯を消防署及び警察に報告する
- ・事故遭遇児の手当てをする
(応急処置は2名以上で行う)
- ・必要に応じ 119 番通報をし、救急車の要請をする
 - ⇒ 病院搬送(職員が付き添う)

- ・事故に遭っていない園児は避難させ落ち着かせる
- ・不安がらせないように声掛けをする

安全確認

- ・点呼をする
- ・他に具合の悪い園児、怪我をした園児がないかを確認する
- ・園舎内外の被害状況の確認
- ・必要に応じて 119 番に緊急連絡をする

- ・事故を目撃し、動揺をした園児に声掛けをして落ち着かせる

事故後の対応

- ・負傷者の保護者へ連絡・説明をする
(2名以上で行う)
- ・学園本部へ報告をする

保護者への連絡

- ・電話・緊急メール等で園児の状況報告と迎えのお願いをする

保護者への園児の引き渡し

- ・引き渡しができない園児の保護



事故発生時の対応

事例：通園バス乗車中



保育者等の の行動

園児への 対応

事故直後の対応

- ・事故発生事態及び状況を把握する
- ・負傷者の把握をする
- ・事故遭遇児の手当てをする
（2名以上で必要処置）
- ・速やかに園に連絡をし、他の職員に協力を要請する
- ・**110番**と**119番**緊急通報をする
- ・事故の状況・原因・時間帯を消防署（救急車）及び警察に報告する
⇒ 病院搬送（職員が付き添う）

- ・安全な場所に避難させる
- ・避難する場所がない場合は、近くの建物等に駆け込んで協力を要請する
- ・落ち着いて騒がない様に指示する

安全確認

- ・点呼をする
- ・他に具合の悪い園児、怪我をした園児がないかを確認する
- ・園舎内外の被害状況の確認
- ・必要に応じて119番に緊急連絡をする

- ・事故を目撃し、動揺をした園児に声掛けをして落ち着かせる

事故後の対応

- ・負傷者の保護者へ連絡・説明をする
（2名以上で行う）
- ・学園本部へ報告をする

保護者への連絡

- ・電話・緊急メール等で園児の現状報告と必要に応じて迎えのお願いをする

保護者への 園児の引き渡し

- ・引き渡しができない園児の保護

6. 事件発生時における対応と予防

幼稚園における子どもの事件は、近年確実に増加しており、その内容は第三者における計画的・偶発的な犯罪行為が予想される。そのため幼稚園において、できる限りの防犯対策をしておくことが必要である。



1. 施設面の対応

(1) 幼稚園の出入り口の管理

- ①正面はオートロックとし、保護者には暗証番号をしらせる（1年ごとに更新する）
- ②部外者と区別するために、保護者の来園時には名札着用の徹底を依頼する。

(2) 来園者への本館玄関受付への誘導

- ①玄関正門から本館玄関へ受付の誘導をするため、受付場所が分かるように案内紙をつける。

(3) 受付名簿での来園者の確認

- ①玄関正門をはいってから本館玄関受付名簿に記名の上、保育室へ迎えに行くよう徹底する。
- ②来園の際には、名札着用の徹底を依頼する。名札を忘れた際は、職員室で代替りの名札を着用するよう依頼する。

2. 職員の対応

(1) 職員

- ①園長は、教職員一人ひとりの危機管理意識を徹底させるための会議や研修を図らなければならない。
- ②見知らぬ来園者を確認したときの対応を、各教職員に周知徹底させる。
- ③保育者は、園児に対して計画的な安全指導を行う。
- ④園長または事務職員は、警察や行政機関等の公的機関からの情報に対しては、全教職員に速やかに周知し、園児の保育室への移動や施錠の確認など適切な対応を行う。

3. 園児および職員等に危害が及ぶ事態となった場合の対応

(1) 子どもの安全確保

- ①園児の安全を最優先に考え、園児の退避行動を指導して退避する。
- ②非常ベルを鳴らし、警察・警備会社に通報する。
- ③相手には、できる限り複数の教職員で対峙することが望ましいが、凶暴な場合や凶器を持っている場合は、速やかに退避する。
- ④子どもの安全を確保した上で、保護者に緊急連絡をする。





不審者が侵入してきた場合
～保育時の対応～

《事前の対応》

- ・見知らぬ来園者を見かけた場合、声をかけ身元を確認する
- ・保護者及び園児の関係者であれば、保護者確認カードの着用を依頼する

不審者乱入！

不審者が侵入した

保育者等の
行動

園児への対応

安全確保

- ・不審者への対応は2人以上で行い、要件を確認しながら、不審者に気付かれないように **110番**通報をする。
- ・1人の場合は不審者と適当な距離を保ちながら刺激しない様に他の職員が来るのを待つ
- ・合言葉で不審者の侵入を知らせる（合言葉を決めておく）
⇒ 「**テレビの時間です**」
- ・他の職員は伸縮性さすまたを持ち、対応する

- ・不安がらせない様にする
- ・安全な場所、1箇所に避難させる
- ・動揺する園児に声をかけ、落ち着かせる

不審者に刃物等
突きつけられた

安全確保

- ・園児が近くにいない場合は、大声で叫ぶ（例：火事だ！等）もしくは防犯ブザーを鳴らし異常を知らせる

- ・ダメージを受けている園児に声掛けをしてケアを行う

園児、職員が
切り付けられた

事件後の対応

- ・**119番**通報・**110番**通報をする
- ・園内外を巡回し、他に負傷者がいないか確認する
- ・負傷者の応急処置をする
⇒ 病院搬送（職員が付き添う）

保護者への連絡

- ・該当園児の保護者へ連絡・説明をする（2名以上で行う）
- ・学園本部へ報告をする

保護者への
園児の引き渡し

- ・引き渡しができない園児の保護



不審者が侵入してきた場合 ～通園バス乗降時の対応～

《事前の対応》

- ・バス送迎経路内で不審者情報が出た場合、保護者へメール配信をする
- ・状況によっては、バスでの送迎は控え、幼稚園への直接送迎に変更する
- ・保護者及び園児の関係者であれば、保護者確認カードの着用を依頼する
- ・保護者以外が迎えの場合は、事前の連絡をしてもらう
- ・伸縮性さすまたをいつでも取り出せる場所に保管する。

不審者発見！

安全確保

保育者等の行動

園児への対応

- ・不審者がいた場合は、ドアを開けない
- ・幼稚園へ協力要請をする
- ・合言葉で不審者の侵入を知らせる（合言葉を決めておく）
- ・不審者への対応は運転手と添乗員の2人で行い、要件を確認しながら、不審者に気付かれないように110番通報をする
- ・怪我人が出た場合には、119番通報をする
- ・1人の場合は、不審者と適当な距離を保ちながら刺激しないように、警察や他の職員が来るのを待つ

- ・不安がらせない様にする
- ・動揺する園児に声をかけ、落ち着かせる

事件後の対応

- ・負傷者の応急処置をする
⇒ 病院搬送（職員が付き添う）

- ・ダメージを受けている園児に声を掛けケアを行う

保護者への連絡

- ・負傷者の保護者へ連絡・説明をする（2名以上で行う）
- ・学園本部へ報告をする

保護者への園児の引き渡し

- ・引き渡しができない園児の保護

Ⅲ生活安全における対応



7. 生活安全の対応

1. 転落事故防止

(1) 安全教育

①園児に対し、窓やフェンス、ブロック塀、屋上やベランダ等の施設の危険性を十分に理解させ、危険な行動をとらないよう指導を徹底する。

(2) 安全管理

①手すりや階段の周辺には、踏み台になる物は置かない。また、園児が踏み台になるような物を持ち運びしないよう注意する。

②死角になりやすい倉庫などの出入り口の扉は施錠を徹底する。

2. 遊具事故防止

(1) 安全教育

①遊具の危険性と安全な使い方について、機会があるごとに十分な指導に取り組む。

②鞆や水筒をかけたまま遊具で遊ぶ行為、縄跳びの紐などを持ちながら遊具で遊ぶ行為は、首を絞める事故に繋がるため、指導を徹底するとともに、見かけたら即座に止めさせ、その場で指導する。

(2) 安全管理

①目視だけでなく、金槌でたたき、揺らす等実際に作動して点検する。

②土台や溶接部分の破損、転倒の危険性がないか等十分に確認する。

③教職員間で、遊具に関する情報交換を行い、事故が多い遊具や場所については改善するよう努める。

3. 熱中症対策

(1) 安全指導・管理

①環境条件を把握し、それに応じた運動・休息・水分補給などを指導する。

(2) 熱中症が起こりやすい条件

①前日までに比べ、急に気温が上がった場合。

②梅雨明けしたばかりの時。

③活動場所が、アスファルトなどの人工面で覆われている所や草が生えていない裸地、砂の上などの場合。

④普段の活動場所とは異なった場所での場合。(涼しい所から暑い所へなど)

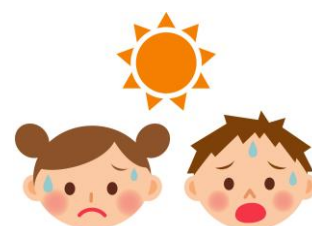
⑤気温は高温でなくとも、湿度が高い場合。



(3) 暑さによる活動制限

屋外で活動する場合は、下記の表を参考に活動の中止または、内容の一部変更等を行う。

暑さ指数	気温	熱中症予防運動指針		屋外活動の制限
31℃以上	35℃以上	危険	運動は原則禁止	屋外での活動中止
28～31℃	31～35℃	嚴重警戒	激しい運動は中止	活動内容及び環境条件によっては、活動の中止または内容の変更時間的な制限を行う
25～28℃	28～31℃	警戒	積極的に休息	
21～25℃	24～28℃	注意	積極的に水分補給	活動の制限なし
21℃未満	24℃未満	ほぼ安全	適宜水分補給	活動の制限なし





熱中症予防対策 ～通園バス車内の対応～

気温上昇！

保育者等
の行動

園児への
対応

安全確認

- 《予防策》
- ・天候・気温・湿度をチェックし、曇りで湿度が高い日なども熱中症が発生しやすいことを意識しておく
 - ・乗車時の人員確認を必ず行う
 - ・乗車予定児がない場合は園に確認要請をする
 - ・乗車予定外の園児が乗車した場合は必ず追加人数を訂正し、園に連絡する
 - ・全員降車後、車中に取り残された園児がないかを必ず出席確認する
 - ・クラスで点呼をする

- ・水分補給、身体を冷やすなどの応急処置を行うと同時に、涼しい安全な場所に避難させる
- ・他の園児は落ち着いて騒がない様指示する
- ・不安がらせない様な声掛けをし、不安を軽減させる
- ・園児の状態を見て、救急車を呼ぶことを躊躇わずに行う

事故後の対応

- ・発生事態及び状況の把握をする
- ・協力要請・緊急通報をする
- ・体調不良の園児が出た場合、応急処置をして **119 番** に通報し、救急車を要請する
⇒ 病院搬送（職員が付き添う）

保護者への連絡

- ・該当園児の保護者へ連絡・説明をする（2名以上で行う）
- ・学園本部へ報告をする

保護者への
園児の引き渡し

- ・引き渡しができない園児の保護



熱中症予防対策 ～保育時の対応～

気温上昇！

保育者等
の行動

園児への
対応

安全確認

- 《予防策》
- ・天候・気温・湿度をチェックし、曇りで湿度が高い日なども熱中症が発生しやすいことを意識しておく
 - ・クラスでの人員確認を必ず行う
 - ・出欠の変更が出た場合は、必ず人数訂正しておく
 - ・移動の場合も園児数の確認を必ず行い、取り残された園児が出ない様に注意を払う
 - ・閉じこもりとなる場所がないよう、出入り可能な場所以外は入らない様に施錠しておく
 - ・移動後はクラスで点呼をする

- ・水分補給、身体を冷やすなどの応急処置を行うと同時に、涼しい安全な場所に避難させる
- ・他の園児は落ち着いて騒がない様指示する
- ・不安がらせない様な声掛けをし、不安を軽減させる
- ・園児の状態を見て、救急車を呼ぶことを躊躇わずに行う

事故後の対応

- (体調不良の園児が出た場合)
- ・発生事態及び状況の把握をする
 - ・協力要請・緊急通報をする
 - ・体調不良の園児が出た場合、応急処置をして **119 番**に通報し、救急車を要請する
⇒ 病院搬送 (職員が付き添う)

保護者への連絡

- ・該当園児の保護者へ連絡・説明をする (2名以上で行う)
- ・学園本部へ報告をする

保護者への
園児の引き渡し

- ・引き渡しができない園児の保護



8. 苦情解決・苦情処理

苦情の解決とは、相手を納得させることである。誰が初期対応したとしても、最終的には相手を納得させることが出来る仕組みを構築していく。

(1) 苦情防止

- ①保護者からのクレームの対応には、直接の関係者（担任等）が一人で対応して解決しようとしなない事。一人で抱え込む事で、精神的に追い詰められてしまわないようにする。
- ②日頃から教職員に何か悩みがあるときに、相談しやすい環境や体制を整える。
- ③相手（保護者等）の話しには、誠意をもって聞く姿勢を徹底する。しかし、すぐに安易な判断や結論を出したり、反論や言い訳をする事で、相手を怒らせたり刺激してしまう事も考慮し、まずはよく話を聞いた上で、他の教職員からも情報収集し、相手もこちらも、少し頭と気持ちを落ち着かせてから話し合いを行うように進める。

(2) 苦情対応

- ①担任一人では対応しない。保護者からの苦情は、園全体・職員全体への苦情という意識を持って対応する。

保護者対応 ←→ 担任+園長または副園長・学年主任

- ②クレーマー的な保護者への対応は、特別扱いしない事を教職員間で周知徹底する。
教職員の個々の対応がバラバラだと、「あの先生はこう言った」、「あの先生は聞いてくれない」など保護者に混乱を与える事に繋がり、かえって不安感を煽り、園に対する信用がなくなっていく事を避ける。ごねれば通る（「ごね得」）と思わせないようにする。
- ③威嚇する保護者への対応は、威嚇された際、「威力業務妨害罪になる可能性があるので通報する」旨を伝えたり、その後通報したり、教職員の誰もが対応できるようにしておく。また、怒鳴り散らすなどの行為が続く場合、事前に警察に伝えておくことも出来る。

(3) 苦情対応の方法（仕組み化）

- ①園内対応の仕組み化：個人に圧力が集中しないためにも、保護者の苦情対応を園内でもルール化（仕組み化）し、園全体の問題という認識を教職員個々に意識できるようにする。

* 苦情受付担当者：副園長又は学年主任

* 苦情解決責任者：園長

- ②保護者に対する周知方法

* 入園前の説明会での説明

* 入園案内、重要事項説明書に記載する等の方法で周知を徹底する。

- ③苦情内容及び苦情解決結果の公表の方法

* アンケート等は全て記名式にし、クレームに関しては必要に応じて個別の対応、回答をする。

* 園に対するまとまった不満や意見が保護者から出た場合には、学園本部に相談後、全体に対し、経過報告や解決の状況をお知らせする。

* 個人からの苦情に対しては、当事者（保護者）から、誰に（どこに）対する苦情なのか、苦情内容をよく聞き取りし、対応する。



④威力業務妨害罪の場合の対応

*刑法 234 条に規定されている罪で、威力を用いて、人の業務を妨害した者は、3 年以下の懲役または罰金に処せられる。保護者だからと言って、園内にて大声で怒鳴り散らす、教職員を突き飛ばす、設備などを蹴るなどの行為は刑法上許されない。このような行為があった場合の警察への通報を仕組み化しておく。

9. アレルギー疾患対策 予防と対応



(1) アレルギー疾患の把握

①園児一人ひとりのアレルギー特性を把握する。

***全園児：個人健康記録票の提出 ※毎年更新**

②アレルギー疾患のある園児は、別途調査票の記入と提出。

***学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）※要：医療機関の診断**

③保護者からは「アレルギーはない」と言われていても症状が出る場合や、アレルギーがあると言われていたのに症状が出ない場合もあるので、保護者の申請内容を参考にしながら、注意深く観察する。

④ほこり・草・石けんなど、園生活が始まってからアレルギーの発症が見られる場合もあるので、アレルギー申請のなかった子でも、保育中や日常的に鼻水がひどい場合、咳き込むような場合は、経過を見ながら保護者に家庭での様子も聞いてみる。

***（症状を観察し、医療機関受診を勧める。）**

(2) 発症予防

①園でおやつ等の食品を提供する場合には、必ず事前に内容（使用される材料・調味料・添加物等も含め）を保護者に知らせ、アレルギーに関わるものが含まれていないかを、その都度確認する。

②日光や草、動物などのアレルギーに対しては、家庭での対応（日焼け止め塗布）だけで不十分な場合は、園でも対応する。

③アレルギー反応が明確化している植物や動物には、保育中・園外保育ではなるべく近づかない・触れないように配慮する。但し、アレルゲンがはっきりしていない場合は、対応にも限界があることを事前に保護者に理解・承諾してもらう。

④昼食は基本、保護者が作るお弁当を食べるので、除去対応の必要はないが、該当児が間違っ

て他児のものを食べてしまうなどの事故が起きないように注意する。

(3) 発症時の対応

①アレルギー症状が園児に出た時には、落ち着いて対応する。いちばん近くにいる保育者はパニックになる場合もあるため、周囲にいる保育者が適切な対応を声に出して支持するようにする。

②エピペンを預かっている園児が発症し、アナフィラキシーショックを起こしている時は、ためらわずにエピペンを使用し、ただちに保護者・医療機関と連絡を取る。

③エピペンを保管していない園児の場合は、保護者に連絡の上、119番通報で救急車要請をする。

10. 情報漏洩防止に関する対応

(1) 情報漏洩の防止

- ①外部データ（園児・保護者に関する個人情報等）、内部データ（教職員の個人情報、外部機関からの園児に関する個人情報等）の扱いや紛失に十分配慮・注意し、園外に持ち出さない事を徹底する。
- ②個人情報に関わる内容の文書作成にあたっては、使用するパソコン等の機器を限定する。
また、データの保存には私的なものとの共有をしない。
- ③連絡網・個人発達記録に関する文書や資料は鍵の付いたロッカーに保管する。
(机の上などに出したままにしない。)
- ④全ての教職員は、園以外の場所で園児やその家族に関する話しをむやみにしない。また、園で知り得た園児やその家族に関する情報は、たとえ家族であっても口外しない。
- ⑤保育中、あるいは行事等で撮影・販売された写真、また教職員が個人で撮った写真であっても、そこに園児が写っている場合はSNSへの掲載はしてはならない。
- ⑥保護者の中には、我が子を撮る際に他の子も一緒に写し、悪気なく無断でSNSへの使用をする場合もあるので、入園時に他児および教職員の写真・動画を無断で使用しないように文章で提示し、徹底する。
- ⑦教職員のマイナンバーに関しては、その管理は学園本部で行われているが、事務処理上必要となった際には、その取扱いには厳重に注意する。



(2) 情報漏洩対応

- ①何らかの理由で園児および保護者・家族の情報が園職員を通じて漏洩した場合、原因究明と被害状況の把握を迅速に行い、速やかに謝罪を行う。
- ②情報漏洩は、目に見えない媒介を通して広がっていく場合も多く、取り返しの付かない状況になり得ることから、小さなミスや油断を繰り返さないように注意する。また、時々教職員間で個人情報が適切に処理・管理されているかをお互いに確認し合う。



1 1. 虐待防止に関する予防と対応

(1) 保育者の虐待防止に関する対応

虐待の疑いが保育者に向けられる場合もあるという事が、事例としてあげられている。

そのためにも『虐待はしていない（あるいは出来ない状態にあった）』ことを証明できる様な環境設定・職員配置・体制作りを行っていかなければならない。保育者がお互いに監視できる状態が、連帯感や相互理解を深め、お互いを守ることになるという事を認識する。

- ①虐待のような対応をとる職員がいれば配置転換を行うと共に、その人の仕事の負担軽減などを図る。
- ②注意すべき保育者にあたっては、一人きりで保育にあたらせない、保育室内に一人で配置しない等の配慮をする。
- ③対応が穏やかな保育者に、対応がきつい保育者の指導をお願いする。
- ④定期的に虐待についての園内研修を行い、共通認識を職員に持たせる。
- ⑤「うちの園に限って、ない」という特別意識を排除する。

(2) 保護者の虐待に関する対応

- ①最新の虐待事例を参照し、家庭内で行われている児童虐待の傾向を知識として身に付けておくための研修を定期的に行う。
- ②保育施設の職員には、通告義務が課せられていることを認識する。
- ③朝の登園時の視診のほか、日々園児の身体の様子の変化、気持ちや表情の変化に気を付けて観察する。
- ④保護者からの虐待が、日常的に行われている場合、園児はしかるべき措置（保護）の対象になる場合もある。園児の心のケアを第一に考え、園が『安心できる場』であるように体制を整える。
- ⑤「虐待かな？」と思った時にはどうすればいいのかを、教職員が共通理解し明確にしておく。虐待の原因となるものには、様々な要因が絡み合っている場合もあり、保育者が介入しすぎる事で、園と保護者との関係を悪化させてしまう恐れもあることから、園児の様子をよく観察し、経過を見たうえで保健師に相談、あるいは児童相談所に連絡する。
- ⑥虐待は、園児の家庭環境とも大きく関係する。保護者の離婚や大きなストレスを受けるような環境の変化により、保護者の心理も通常の状態ではなくなり、虐待に繋がる場合もあることから、家庭環境に変化があった園児に対する注意力を上げるようにする。

虐待かな？と思ったら……児童相談所全国共通ダイヤル「189」

※虐待は、個人情報保護法の例外規定になっているので、発見した場合は直ぐに通告できることを教職員間で周知しておく。



1 2. 施設設備の安全管理

体を動かす遊び中の事故を防止するには、まず遊具や園庭などに危ないところがないかを、しっかりと点検・整備し、安全な環境を作らなければならない。そのために、全ての保育者が共通して活用できる遊具・園庭の日常安全点検表を作成し、定期的に行うことが重要となる。日常点検においては、腐食・腐朽・変形・摩耗・部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。

(1) 遊具の安全管理・安全指導

- ①事故防止の徹底を図るため、日常安全点検表を作成し、定期的に点検を行う。
- ②遊具の安全点検を行う際は、目視だけではなく、金槌でたたく・揺らす・実際に作動させる等のほか、土台や溶接部分の破損、転倒の危険がないかなど十分に確認する。
- ③安全点検の工夫として「子どもの目線で行う」ということも重要であるため、園児が実際に遊具を利用している状況を観察しながらの安全点検も必要である。
- ④事故事例を活用した事故防止に関する研修会等、教職員間で遊具に関する情報交換を行い、事故が多い遊具や場所については、改善するよう努める。



(2) 遊具の安全指導

- ①遊具の危険性と安全な使い方について、機会があるごとに十分な指導に取り組む。
- ②鞆や水筒をかけたまま遊具で遊ぶ行為、縄跳びの紐等を持ちながら遊具で遊ぶ行為は、首を絞める事故につながるため、指導を徹底するとともに、見かけたら即座に止めさせ、その場で指導する。





折尾幼稚園 日常安全点検チェック表



場所・遊具	安全点検項目	評価 (○・×)	点検者 点検日	気づいたこと
園庭	園児がケガをしそうな物が落ちてないか			
	ブロック塀やフェンスは安全な状態か			
	植栽の枝などが飛び出していないか			
	花壇や遊具入れ・倉庫の破損はないか			
	有害な害虫が発生していないか			
シーソー	遊具に腐食やささくれはないか			
	ボルトの緩みはないか			
	板の破損、汚れはないか			
砂場	猫や犬の排泄物がないか			
	石、ガラス等異物がないか			
	ネットはかぶせてあったか			
ジャングル ジム	さびや腐食部分はないか			
	地面から浮いてないか			
滑り台付き 遊具 (少)	板の破損、汚れはないか			
	ボルトの緩みはないか			
	穴があいていないか			
滑り台付き 遊具 (大)	板の破損、汚れはないか			
	ボルトの緩みはないか			
	穴があいていないか			
たいこばし	さびや腐食部分はないか			
	地面から浮いてないか			
スクーター	破損等はないか			
その他				